

4 家庭ごみ処理手数料約33億円の使いみち（令和6年度決算）

項目	項目
約21億円	<p>● 新たな分別収集の開始と市民の取組の支援 （うち約16.6億円）</p> <p>家庭ごみ有料化に併せて開始した分別の収集・処理体制を構築するための経費</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「雑がみ」の分別収集と資源化 ・ 「枝・葉・草」の分別収集と資源化 ・ 焼却灰リサイクルの実施 ・ 小型家電リサイクルの促進 （うち約4.0億円） <p>家庭ごみの分別が進むことにより増加する収集・選別のための経費等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「びん・缶・ペットボトル」の収集と資源化 ・ 「容器包装プラスチック」の収集と資源化
約3億円	<p>● 家庭ごみの発生・排出抑制や資源化促進のための経費</p> <p>集団資源回収奨励金 電動生ごみ処理機などの購入費助成 ごみ減量のための実践的取り組みに関するイベントの開催 地区リサイクルセンターの运营管理 蛍光管拠点回収・リサイクルの促進等</p>
約1億円	<p>● ごみステーション問題の改善や市民サービス向上のための経費</p> <p>さっぽろごみパト隊による監視パトロール、排出指導の実施 ごみステーション管理器材購入費・箱型ごみステーション設置費の助成</p>
約1億円	<p>● 普及啓発・環境教育のための経費</p> <p>家庭ごみ収集日カレンダー及びごみ分けガイドの作成・配布 リサイクルプラザ宮の沢の运营管理 リユースプラザ等の运营管理 各種啓発チラシや啓発品の配布</p>
約7億円	<p>● 家庭ごみ有料化を実施するための経費</p> <p>指定ごみ袋の製造・保管、収納管理経費</p>

5 手数料の改定経過表

(1) 昭和47年4月以前

(表中、表記のない金額の単位は円)

改定年度	清掃手数料			くみ取手数料(27)			備考			
	等級	点数	A 3日以内 収集	B 5日以内 収集	C 7日以内 収集	A 定期巡回 地区		B 申込地区	C 農漁地区	
25	1	250~299	6,700	5,500	4,200	15歳	13歳	10歳	1 世帯 年額	
	2	200~249	5,600	4,600	3,500					
	3	150~199	4,300	3,500	2,700	5	5			
	4	100~149	3,100	2,500	1,900					
	5	70~99	2,210	1,810	1,390	10	7	4		
	6	50~69	1,580	1,290	990					
	7	35~49	1,130	920	710	1人年額 200円	12	7		
	8	25~34	810	660	510					
	9	15~24	540	440	340	17	17			
	10	1~14	320	260	200					
27	1	250~299	8,000	6,600	5,500	18	18		全市一律	
	2	200~249	6,700	5,500	4,200					
	3	150~199	5,200	4,200	3,200	20	20			
	4	100~149	3,700	3,000	2,280					
	5	70~99	2,660	2,180	1,660	旧市内	旧豊平町	旧手稲町		
	6	50~69	1,900	1,540	1,180					
	7	35~49	1,360	1,110	860	20	18			36年5月 豊平町と合併
	8	25~34	980	800	620					
	9	15~24	640	520	400	30	18			
	10	1~14	380	320	240					
37		一部従量制		10						
38.10		全市従量制		10						
41.4		全市従量制		8						
47.4		一般家庭ごみ手数料 事業ごみ手数料		無料 15						
42						30	27	30	42年3月 手稲町と合併	
43							30		全市一律	

(2) 昭和47年4月以降

(表中、表記のない金額の単位は円)

区分	清掃手数料		清掃手数料				産業廃棄物処理費用			
	家庭ごみ (燃やせるごみ) (燃やせないごみ)	事業ごみ	くみ取り 手数料	汚泥処分 手数料	焼却手数料 清掃工場 に搬入	焼却手数料 資源化工場 に搬入	埋立 手数料	清掃工場 で処分	資源化工場 で処分	埋立処理場 で処分
単位	指定袋の容量 5ℓ・10ℓ・20ℓ ・40ℓ	20ℓ	27ℓ	27ℓ	※10kg	※10kg	※10kg	※10kg	※10kg	※10kg
改定年月		※左表参照	※左表参照							
S47.4		15								
S49.5		20								
S51.4		25	45	15	100	100	100	100	100	100
S52.10		35	70	25	150	150	150	150	150	150
S55.4		40	90	30	200	200	200	200	200	200
S59.4		45	110	35	300	300	300	300	300	300
S63.4		55	130	40	450	450	450	450	450	450
H2.4		(13)								
H4.4		70			700	700	700	700	700	700
H6.6	無料	(17)			900	600	900	900	600	900
H8.4		80	150	50	90	60	90	90	60	90
H10.4		(20)		60	110	70	110	110	70	110
H12.4		90			130	90	130	130	90	130
H13.1		(22)		70	130	90	130	130	90	130
H17.4		100	210		130	90	130	130	90	130
H17.10		(23)			170	110	170	170	110	170
H18.10		120			240	80	240	240	80	240
H19.4		(28)	280	100	350	430	350	350	430	350
H20.4			320		530		530	530		530
H21.1		130	350	130	350	130	350	350	130	350
H21.7		(30)	390	140	800	140	800	800	140	800
H24.4		140			210	140	210	210	140	210
H25.1		(36)			210	140	210	210	140	210
H28.4	5ℓ 10円 10ℓ 20円 20ℓ 40円 40ℓ 80円									
R2.4		130			200	130	200	200	130	200
R3.1		(30)			200	130	200	200	130	200
R7.4		140			210	140	210	210	140	210
R8.1		(36)			210	140	210	210	140	210

※ 清掃手数料の()内の金額は、1kgあたりの金額である。
 ※ 大型ごみの清掃手数料(平成10年1月～)は、札幌市廃棄物の減量及び処理に関する条例施行規則で定める額。
 ※ 平成10年4月以前の単位は、100kgである。

6 札幌市清掃事業年表

年度	ごみ関係	し尿関係	その他
明34	・汚物掃除法の制定(明治33年)にともなない札幌区汚物掃除規程を制定、ごみの運搬処理は市の業務とした		
大10	・札幌区汚物掃除規則を制定		T11.8.1 市制施行
昭5		・汚物掃除法が改正され、し尿の自由汲取禁止	T12 衛生課新設
6		・札幌清掃合資会社が設立し、市の指定業者として市内の汲取を一手に実施	
8		・札幌清掃株式会社設立(札幌清掃合資会社を吸収)	
10	・札幌市じん芥焼却場建設。(三機式3連4基12炉、40t/日)		S12 厚生課となる S15 清掃係新設
16	・じん芥処理場を設置	・札幌清掃株式会社倒産、施設資材一切を買取して市営のし尿処理となった	円山町と合併 清掃係が清掃課に昇格
17		・札幌市し尿処理手数料条例制定	S19 清掃課廃止
21	・札幌市じん芥灰処理手数料条例制定		S20 衛生課新設 S21 清掃課となる
22	・高田富与氏が初代公選市長となり、重点的3大市制施策の一つとして清掃事業をあげ、臨時清掃専門委員会規則を制定した ・従来汚物の収集は馬車にゆだねられていたが、8台のトラックを購入し機動化を図った		地方自治法施行
24	・モデル衛生地区(現在の大通東部地域)を指定し清掃の効果的な運営をみた		札幌市創建80年 自治制施行50年 厚生部清掃課 (3係となる)
25	・札幌市清掃条例を全国に先がけて制定し汚物の範囲、市民の義務を明らかにした	・水洗公衆便所を初めて設置(大通西3)	札幌村の一部を編入 白石村と合併
25	・(じん芥処理手数料条例の廃止) ・市設共同ごみ箱を設けて使用料を徴収	(し尿処理手数料条例の廃止)	
26	・機動力、自転車10台、馬車76台になる	・機動力、自転車7台、馬車58台になる ・巡回汲取制が行われた	徴収係を新設
27	・衛生協力会が各地区に誕生した ・ごみの中継作業をトレラーで行った ・じん芥業者を許可制とした(168件) ・市設共同ごみ箱を大通モデル地区に30個設置した		4月を清掃美化月間と定めた。

年度	ごみ関係	し尿関係	その他
28	<ul style="list-style-type: none"> ・じん芥ダンプ車(3台) 街路洗浄車を購入 ・市設共同ごみ箱782個を増設し、イーゾンローダーダンプ車、クレーン付ダンプ車を試作 ・市関係馬車250頭に受糞器を取り付け 	<ul style="list-style-type: none"> ・し尿汲取後の薬剤散布を実施 ・北光し尿処理場着工(11月) 	<ul style="list-style-type: none"> ・環境衛生課となり施設係を新設
29	<ul style="list-style-type: none"> ・清掃法の施行に伴い清掃条例を全文改正し特別清掃地域の設定を行うとともに馬の受糞器取付を義務づけた ・移動式花壇を考案した 	<ul style="list-style-type: none"> ・リール付し尿タンク車を試作購入 ・移動式公衆便所を作り好評を博した ・し尿の賦課にカナタイプを採用した 	
30	<ul style="list-style-type: none"> ・特別清掃地域を拡張し、作業世帯58,325世帯となる ・大掃除の指導を清掃事業の一環として確立した ・市内中央部の共同ごみ箱を周辺地区に移動し中央部はごみの持ち寄り収集とした 	<ul style="list-style-type: none"> ・北光処理場(1日90kl)、道内で初めて完成 	<ul style="list-style-type: none"> ・篠原町、札幌村、篠路村と合併 ・消化槽係を新設
31	<ul style="list-style-type: none"> ・清掃部となり、管理課(4係)、作業課(2係)の2課制となった ・特別清掃地域を拡張し作業対象世帯69,913世帯となる ・煤煙防止対策委員会が発足し基礎的な調査に着手した ・散水車を購入し散水を当部の事業とした 		
32	<ul style="list-style-type: none"> ・第1回降下煤じん量垂直分布を航空機にて行った ・街路清掃用モータースイーパーが考案された 		
33	<ul style="list-style-type: none"> ・車面整備工場が完成した ・臨時作業員が準雇用に昇格 	<ul style="list-style-type: none"> ・雁来西処理場(1日252kl)建設に着手(9月) 	
34	<ul style="list-style-type: none"> ・8月を清掃強化月間と呼称し、清掃事業の積極的なPRを住民に行った(以後毎年) ・第1回清掃記念日職員研修会を挙行 		
35	<ul style="list-style-type: none"> ・管理課に測定係を新設 ・特別清掃地域が拡張され、作業対象は78,499世帯となった ・清掃思想啓蒙のため、作詞を一般公募の上、清掃の歌を制定 ・ごみの焼却代が1t115円に、ごみの売却代が1t20円に改められた 	<ul style="list-style-type: none"> ・汲取票を3連式申込書として汲取業務の適正化が実施された 	<ul style="list-style-type: none"> ・人口50万突破、札幌市重要事業10年計画実施に着手
36	<ul style="list-style-type: none"> ・施設課を新設 ・管理課に煤煙防止係を新設 ・南清掃事務所が完成 ・周制がしつかわれ厚生局清掃部となる(庶務課3係、施設課7係、作業課4係)煤煙防止係は厚生局衛生部へ移管 ・手数料の合理化、ごみ箱の撤去等からごみの従量制が提案され大通東部地域外4地区をモデル地区としてテスト作業実施 ・天蓋付ダンプ車を考案し2台購入 	<ul style="list-style-type: none"> ・雁来西処理場(1日252kl)が完成し、約5割の衛生的処理となった(8月) ・中沼化学処理場着工(11月) 	

年度	ごみ関係	し尿関係	その他
37	<ul style="list-style-type: none"> ・旧豊平町清掃事業が市民部より移管された ・37年度清掃事業車両新車37台が購入された ・清掃部全職員により清掃部互助会が設立された ・北清掃事務所及び月寒作業係詰所が完成 ・ごみ収集地域を拡張(11,869世帯) ・清掃条例を一部改正しごみの従量制実施(4月より全市の4割、10月より更に2割) ・札幌じん芥処理券規則及び札幌じん芥処理券事務取扱規程を制定 	<ul style="list-style-type: none"> ・し尿白書札幌におけるし尿処理の実態を公表 ・雁来西処理場増設工事着工 ・汲取手数料徴収制度研究委員会発足 	<ul style="list-style-type: none"> ・新産業都市決定 ・札幌市民憲章制定 ・道路緊急整備3か年計画発足
38	<ul style="list-style-type: none"> ・38年度清掃事業用車両26台増車により、総車両141台となった ・公務改善意見に関する内規が制定され、職員のアイディアを広く採用することとなった ・ごみの従量制が4月から収集地域の9割に、10月には全域(累計115,016世帯)に実施された ・全じん芥車にオルゴールを取り付け、収集作業の合理化を図った 	<ul style="list-style-type: none"> ・浄化槽の汚物汲取手数料及び汲取時間指定にともなう汲取手数料を規程(清掃条例一部改正) ・中沼化学処理場竣工、試験操業に入った(10月) 	
39	<ul style="list-style-type: none"> ・「清掃部職員のしおり」を作成し、全職員に配布した(5月) ・道路清掃事務所が竣工した ・ごみ収集地域を拡張(37,500世帯) ・冬期燃えがら無料及び手数料半額とする試験地域を定め実施した ・冬季ごみ収集方法変更試験地区としてA地区(燃えがら無料)及びB地区(5円)を設けてテスト作業を実施した 	<ul style="list-style-type: none"> ・中沼化学処理場着工(4月) ・雁来西処理場竣工(8月) ・小林厚生大臣が中沼化学処理場を見学(6月6日) 	<ul style="list-style-type: none"> ・新産業都市の指定を受けた
40	<ul style="list-style-type: none"> ・西清掃事務所竣工(5月8日) ・清掃の歌「街をきれいに」のソノシート3千枚を作成し幼稚園、保育所、小・中学校、道内外市に贈呈した ・16ミリPR映画「札幌市の清掃」(夏の部)を作成した 	<ul style="list-style-type: none"> ・雁来東処理場着工(5月) ・手稲処理場着工(5月) ・中沼化学処理場増設工事着工(10月) ・中沼化学処理場竣工(12月) 	<ul style="list-style-type: none"> ・札幌市建設6年計画に着手
41	<ul style="list-style-type: none"> ・16ミリPR映画「札幌市の清掃」(冬の部)を作成した 	<ul style="list-style-type: none"> ・手稲処理場竣工(11月) ・雁来東処理場完成(12月) ・中沼化学処理場増設完成(12月) 	
42	<ul style="list-style-type: none"> ・手稲町合併(作業対象7,581世帯)(3月1日) ・特別清掃地域を拡張し、作業対象は232,900世帯となった 	<ul style="list-style-type: none"> ・汲取手数料の収納事務全市委託実施(4月1日) 	<ul style="list-style-type: none"> ・手稲町と合併、市域1,117.98km²となる
43	<ul style="list-style-type: none"> ・厚生局が衛生局と民生局に別れ、衛生局清掃部となった(5月1日) ・東清掃事務所新設(5月1日) ・旧手稲町地域のじん芥収集作業を直営とする(5月1日) ・一般家庭ごみの排出実態調査依頼開始(毎月80世帯) 	<ul style="list-style-type: none"> ・旧豊平町地域の汲取を直営作業とする(5月1日) ・雁来西処理場の投入槽を廃止し、予備貯留層(2,100kl/日)を新設し、投入口を一元化 ・傾斜地用計量器付バキューム庫を開発 	<ul style="list-style-type: none"> ・札幌市創建100年記念式典

年度	ごみ関係	し尿関係	その他	
44	<ul style="list-style-type: none"> ・ごみ収集方法の諸テストを実施 ・立会不要の紙袋併用方式(南円山地区他8地区5,111世帯) ・紙袋代8円補助の紙袋専用方式(下野幌他1地区989世帯) ・立会不要のステーション方式(白石南郷ほか3地区1,346世帯) ・寒期清掃工場建設に着手(10月)3か年連続事業 	<ul style="list-style-type: none"> ・「清掃部職員のおしおり」新版作成(清掃部全職員に配布) ・ごみ収集地域を拡張(67km²、24,785世帯) ・立会不要収集方式(ステーション方式)の採用開始 5月 対象人口 115,400人 11月 " 280,301人 ・ごみ総排出量調査を実施(6月より) ・大型ごみのテスト収集を実施(8月～10月) (14地区64,600世帯) ・産業廃棄物の実態調査を実施(7月～10月) 製造業2,092事業所を対象 	<ul style="list-style-type: none"> ・札幌冬季オリンピック用に水洗式大型公衆便所を万国博覧会より購入 	
45	<ul style="list-style-type: none"> ・立会不要(ステーション収集)方式拡充 4月 対象人口 708,554人 8月 " 976,100人(100%) ・収集回数を最低2回以上に引上げ(8月) ・収集地域を拡張(35,084人増)(8月) ・春秋の大掃除期間中に大型ごみの収集を実施(年2回) ・寒期清掃工場竣工(9月) 	<ul style="list-style-type: none"> ・6月1日より旧手稲町の汲取り作業を直営とする。 	<ul style="list-style-type: none"> 政令指定都市の指定を受けた。 市役所新庁舎落成 地下鉄南北線開通 地下商店街開業 	
46	<ul style="list-style-type: none"> ・札幌市廃棄物の処理及び清掃に関する条例、及び同施行規則制定(札幌市清掃条例及び同施行規則全部改正) ・指定都市昇格による区制施行に伴い、環境局清掃部となり、南清掃事務所を「中央南」、東清掃事務所を「白石」に改称、豊平清掃事務所を新設 ・一般家庭ごみ処理手数料無料化(4月) ・厚別清掃工場建設に着手 ・清掃部と市民のパイプ役として清掃推進員制度が発足した 	<ul style="list-style-type: none"> ・浄化槽汚泥くみ取り作業を市直営から許可制とする 	<ul style="list-style-type: none"> 札幌オリンピック冬季大会開催 政令指定都市施行 	
47	<ul style="list-style-type: none"> ・大型ごみ収集を4、7、10月に実施 ・機構の一部改革により、中央南清掃事務所を「中央」に(中央区担当)、清掃車両事務所を車両管理事務所に改称。施設課施設係を施設管理事務所に昇格。施設課に試験調査係を新設 ・厚別清掃工場竣工(8月) ・分別収集開始(毎月1回) ・PR用オートスライド「きれいなまち」を製作した 	<ul style="list-style-type: none"> ・手稲処理場休止(10月) 		
48	<ul style="list-style-type: none"> ・下水処理区域内におけるし尿浄化槽の水洗化改造に対し資金の斡旋を実施(4月) 		<ul style="list-style-type: none"> 小樽市の一部を編入 市域1,118.01km²となる。 	
49	<ul style="list-style-type: none"> ・分別収集開始(毎月1回) ・PR用オートスライド「きれいなまち」を製作した 	<ul style="list-style-type: none"> ・手稲処理場休止(10月) 		

年度	ごみ関係	し尿関係	その他
50	<ul style="list-style-type: none"> ・産業廃棄物指導體を新設し、試験調査係を移設(4月) ・清掃部資料室を開設(4月) ・北清掃事務所を分割して屯田に北清掃事務所、丘珠に東清掃事務所を新設した(10月) ・焼却手数料、埋立手数料及び産業廃棄物処分費用を徴収することとした(10月) ・作業管理課に普及主査を新設 ・ごみ減量運動を展開 	<ul style="list-style-type: none"> ・分別収集を月2回に引上げた ・北光処理場閉鎖(3月) ・汚泥処理手数料を徴収することとした(4月) ・雁来清掃センター(くみ取センター)の開設(10月) ・作業二係の廃止(10月) ・白石ポンプ場廃止(3月) 	<ul style="list-style-type: none"> 札幌市新5か年計画策定に着手(7月) 地下鉄東西線開通 札幌市長期総合計画策定
51	<ul style="list-style-type: none"> ・焼却手数料、埋立手数料及び産業廃棄物処分費用を徴収することとした(10月) ・作業管理課に普及主査を新設 ・ごみ減量運動を展開 	<ul style="list-style-type: none"> ・手稲処理場廃止(8月) 	<ul style="list-style-type: none"> 札幌市創建110年記念式典
52	<ul style="list-style-type: none"> ・車両管理事務所を東区丘珠町に移転改築 ・施設管理事務所へ施設係、処分地係を新設 ・篠路清掃工場建設に着手 ・道路清掃事務所東区東苗穂町に移転(11月) ・映画「資源回収をみんなの手で」を製作 ・モエレ処理場開設(3月) ・普及主査を廃し普及係を新設 	<ul style="list-style-type: none"> ・手稲処理場廃止(8月) 	
53	<ul style="list-style-type: none"> ・篠路清掃工場竣工(12月)粗大ごみ破砕工場併設 ・篠路清掃工場機構発足(7月) ・事務係、総理係を整理して労務係、事務係が発足 ・映画「街さわやか—きれいなごみステーション—」を制作 ・南区真駒内に駒岡清掃工場と南清掃事務所の建設に着手 ・産業廃棄物指導體の浄化槽係を指導一係、指導體を指導二係に機構改革 ・施設管理事務所にもエレ処理場長を新設 ・業務課事務所を業務課庶務係に名称変更(6月) ・施設課に技術主幹新設(6月) ・白川処理場受入停止(3月) ・山本処理場開設(5月) ・駒岡清掃工場併設破砕工場建設着手(10月) ・中央清掃事務所改築(12月) ・西清掃事務所移築(12月) 	<ul style="list-style-type: none"> ・し尿収集の全面委託化実施(4月) ・雁来清掃センターを作業管理課清掃センター係とする ・雁来西処理場受入停止(12月) ・雁来西処理場廃止(10月) ・中沼北処理場廃止(10月) 	<ul style="list-style-type: none"> 札幌市新5年計画事業決定(2月)
54	<ul style="list-style-type: none"> ・普及主査を廃し普及係を新設 		
55	<ul style="list-style-type: none"> ・事務係、総理係を整理して労務係、事務係が発足 ・映画「街さわやか—きれいなごみステーション—」を制作 ・南区真駒内に駒岡清掃工場と南清掃事務所の建設に着手 ・産業廃棄物指導體の浄化槽係を指導一係、指導體を指導二係に機構改革 ・施設管理事務所にもエレ処理場長を新設 ・業務課事務所を業務課庶務係に名称変更(6月) ・施設課に技術主幹新設(6月) ・白川処理場受入停止(3月) ・山本処理場開設(5月) ・駒岡清掃工場併設破砕工場建設着手(10月) ・中央清掃事務所改築(12月) ・西清掃事務所移築(12月) 	<ul style="list-style-type: none"> ・し尿収集の全面委託化実施(4月) ・雁来清掃センターを作業管理課清掃センター係とする ・雁来西処理場受入停止(12月) ・雁来西処理場廃止(10月) ・中沼北処理場廃止(10月) 	<ul style="list-style-type: none"> 札幌市新5年計画事業決定(2月)
56	<ul style="list-style-type: none"> ・施設管理事務所にもエレ処理場長を新設 ・業務課事務所を業務課庶務係に名称変更(6月) ・施設課に技術主幹新設(6月) ・白川処理場受入停止(3月) ・山本処理場開設(5月) ・駒岡清掃工場併設破砕工場建設着手(10月) ・中央清掃事務所改築(12月) ・西清掃事務所移築(12月) 	<ul style="list-style-type: none"> ・し尿収集の全面委託化実施(4月) ・雁来清掃センターを作業管理課清掃センター係とする ・雁来西処理場受入停止(12月) ・雁来西処理場廃止(10月) ・中沼北処理場廃止(10月) 	
57	<ul style="list-style-type: none"> ・施設管理事務所にもエレ処理場長を新設 ・業務課事務所を業務課庶務係に名称変更(6月) ・施設課に技術主幹新設(6月) ・白川処理場受入停止(3月) ・山本処理場開設(5月) ・駒岡清掃工場併設破砕工場建設着手(10月) ・中央清掃事務所改築(12月) ・西清掃事務所移築(12月) 	<ul style="list-style-type: none"> ・し尿収集の全面委託化実施(4月) ・雁来清掃センターを作業管理課清掃センター係とする ・雁来西処理場受入停止(12月) ・雁来西処理場廃止(10月) ・中沼北処理場廃止(10月) 	
58	<ul style="list-style-type: none"> ・施設管理事務所にもエレ処理場長を新設 ・業務課事務所を業務課庶務係に名称変更(6月) ・施設課に技術主幹新設(6月) ・白川処理場受入停止(3月) ・山本処理場開設(5月) ・駒岡清掃工場併設破砕工場建設着手(10月) ・中央清掃事務所改築(12月) ・西清掃事務所移築(12月) 	<ul style="list-style-type: none"> ・し尿収集の全面委託化実施(4月) ・雁来清掃センターを作業管理課清掃センター係とする ・雁来西処理場受入停止(12月) ・雁来西処理場廃止(10月) ・中沼北処理場廃止(10月) 	
59	<ul style="list-style-type: none"> ・施設管理事務所にもエレ処理場長を新設 ・業務課事務所を業務課庶務係に名称変更(6月) ・施設課に技術主幹新設(6月) ・白川処理場受入停止(3月) ・山本処理場開設(5月) ・駒岡清掃工場併設破砕工場建設着手(10月) ・中央清掃事務所改築(12月) ・西清掃事務所移築(12月) 	<ul style="list-style-type: none"> ・し尿収集の全面委託化実施(4月) ・雁来清掃センターを作業管理課清掃センター係とする ・雁来西処理場受入停止(12月) ・雁来西処理場廃止(10月) ・中沼北処理場廃止(10月) 	<ul style="list-style-type: none"> 札幌市新5年計画事業決定(2月)

年度	ごみ関係	し尿関係	その他
	<ul style="list-style-type: none"> 札幌市浄化槽保守点検業者の登録等に関する条例、及び札幌市浄化槽に関する規則制定 南清掃事務所、駒岡清掃工場の新設等、部内機構改革を実施した（7月、10月） 	<ul style="list-style-type: none"> 札幌市浄化槽保守点検業者の登録等に関する条例、及び札幌市浄化槽に関する規則制定 南清掃事務所、駒岡清掃工場の新設等、部内機構改革を実施した（7月、10月） 	
60	<ul style="list-style-type: none"> 第2山口処理場開設（5月） 篠路ごみ貯留施設建設着手（6月） 業務課が庶務課になり、企画指導係が新設された（7月） 作業管理課が業務課になった（7月） 駒岡清掃工場竣工（11月） 駒岡粗大ごみ破砕工場竣工（2月） 	<ul style="list-style-type: none"> 雁来東処理場受入停止（11月） 雁来東処理場廃止（3月） 	
61	<ul style="list-style-type: none"> 施設課技術主幹の廃止（4月） 篠路ごみサイロ竣工（6月） 映画「クリン作戦-ごみとのちえくらべー」制作（3月） 	<ul style="list-style-type: none"> 中沼北処理場と中沼化学処理場を整備統合し中沼処理場とした（4月） 	
62	<ul style="list-style-type: none"> 道路清掃業務を建設局へ移管（4月） 道路清掃事務所を施設清掃事務所、施設管理事務所を処理場管理事務所に名称変更し、併せて処理場管理事務所に山口処理場長を新設（6月） 資源回収実施優良団体表彰制度発足（9月） 	<ul style="list-style-type: none"> 清掃センター廃止（6月） 処理場主幹を廃止し、併せて中沼処理場を処理場管理事務所とした（10月） 	
63	<ul style="list-style-type: none"> 不用品情報コーナー設置（4月） 施設課技術主幹新設（4月） 主査（資源化）新設（4月） 分別収集を週1回に引上げた（6月） 空びんポスト貸与事業テスト実施（9月） 		<p>第3次札幌市長期総合計画策定 札幌市5年計画事業決定</p>

年度	事項	し尿関係	その他
平成	<ul style="list-style-type: none"> 第1回さっぽろ清掃展開催（1月） クリンさっぽろ推進員制度発足（4月） ごみ保管場所の設置等を定めた札幌市ワルーム形式集合住宅に関する建築指導要綱を制定（8月） クリンさっぽろモデル地区制度発足（9月） 新発寒清掃工場建設着手（10月） 機構改革により施設課技術主幹の廃止（3月） 		
2	<ul style="list-style-type: none"> 産業廃棄物指導課を廃棄物指導課へ、同課指導1係及び指導2係を指導係及び廃棄物係に名称変更。減量対策主幹を新設（4月） 財団法人札幌市環境事業公社設立（4月） 資源化工場竣工（4月） 北区あいの里地区で管路収集開始（4月） 区クリンさっぽろ推進協議会へ補助金支給（5月） モエレ処理場受入停止（6月） 本市及び近郊の6市町村により札幌圏産業廃棄物処理対策協議が発足（8月） 		
3	<ul style="list-style-type: none"> 「さっぽろGOMIマガジン」を発行開始（4月） 業務次長、施設次長を廃止し、施設担当部長、施設担当部長を新設。また、リサイクル推進室の新設に伴い、廃棄物指導課、減量対策主幹を廃止し、リサイクル指導課、リサイクル調整課を設置するなどの機構改革を実施（7月） 集団資源回収奨励金制度を発足（7月） 		

年度	事項	し尿関係	その他
	<ul style="list-style-type: none"> 家庭用コンポスト容器設置奨励事業開始（6月）（平成7年度まで） 一般公募により清掃車両のボディカラーを決定し、イメージアップを図る（9月） びん、缶分別収集モデル事業を開始（10月） 新設の清掃工場を発寒清掃工場とし、旧発寒清掃工場を発寒第二清掃工場と名称変更する機構改革を実施（10月） 発寒清掃工場が竣工、可燃ごみの全量焼却体制を整備（12月） 市長が「1人1日100gからのごみ減量」を提唱し、「さっぽろダイエット・プラン」を展開（1月） 		<p>札幌市第2次5年計画事業決定 廃棄物処理法が大幅に改正され改省令とともに施行される（7月） 完全週休2日制開始（1月）</p>
4	<ul style="list-style-type: none"> 「札幌市廃棄物の処理及び清掃に関する条例」を「札幌市廃棄物の減量及び処理に関する条例」に全面改正し、施行（4月） 庶務課収納係を庶務係に統合、リサイクル調整課をリサイクル企画課に名称変更、リサイクル団地開設主幹を新設、施設課焼却炉主査を管理係に統合する機構改革を実施（4月） 全市一斉に、従来の分別収集から大型ごみ収集を独立させ、一般収集と併せて3分別収集体制に移行するとともに、土曜日の収集及び週3回収集地区を廃止（4月） 完全週休2日制の実施に伴い、清掃工場の交代勤務を4班体制から5班体制に移行するとともに、発寒第二清掃工場の運営を委託（4月） 札幌市廃棄物減量等推進員制度創設（4月） 合併処理浄化槽の設置費に対する補助を開始（4月） 全国都市清掃会議を開催（5月） 事業用建築物における事業系廃棄物の保管場所に関する事前協議の対象を準大規模建築物に拡大（10月） 札幌市廃棄物減量等推進審議会を設置（2月） 一般廃棄物処理基本計画（計画期間：平成6年度から15年度まで）を策定（3月） さっぽろダイエット推進事業所登録制度（エコモーション宣言）を創設（3月） 	<p>※し尿関係</p>	
5	<ul style="list-style-type: none"> 処理場管理事務所施設係を廃止し、工事課及び施設課焼却炉主査を新設する機構改革を実施（4月） 小規模事業所から排出されるごみ（1日の排出量が40ℓ未満）を有料化（4月） 事業系一般廃棄物を収集運搬する許可業者を財団法人札幌市環境事業公社に集約化（4月） パトロール車により不法投棄監視業務を開始（4月） 株式会社札幌リサイクル公社を設立（4月） 焼却手数料を清掃工場搬入と資源化工場搬入に区分するとともに、産業廃棄物処分費用に資源化工場処分を新設し、搬入先による料金格差を設定（6月） 白石清掃工場及び発寒破砕工場の建設事前調査に着手（7月） 放置自転車再生事業を初めて実施（8月） リサイクル団地の造成に着手（9月） 篠路清掃工場敷地内にアルミ工房（アルミ缶溶融施設）を設置（1月） 中沼処理場を廃止し、クリンセンターを開設（3月） 		
6	<ul style="list-style-type: none"> リサイクル推進室にリサイクル団地担当参事を新設するとともに、リサイクル指導課を指導課に、リサイクル企画課をリサイクル推進主幹に名称変更。また、業務課に企画主幹を新設（6月） 廃棄物処理法に基づくばいじん（特別管理一般廃棄物）処理設備を設置（発寒・篠路・駒岡各清掃工場定期整備時） 札幌圏産業廃棄物処理対策協議が「札幌圏産業廃棄物処理管理計画」を策定（10月） びん・缶にペットボトルを加えた資源物収集モデル事業を市内2地区で開始（10月） 札幌市廃棄物減量等推進審議会より「ごみ減量・リサイクル推進のための具体的な諸方策について」の答申が示される（1月） 		
7	<ul style="list-style-type: none"> 業務課企画主幹を清掃部企画主幹とする機構改革を実施（4月） 発寒破砕工場の建設着手（7月） 資源物収集モデル事業をさらに2地区拡大（8月） 容器包装リサイクル法による分別収集計画（第1期）を策定（10月） 発寒破砕工場の建設着工（12月） 		<p>第3次札幌市長期総合計画第3次5年計画策定</p>

年度	事 項	その他
9	<ul style="list-style-type: none"> ・リサイクル推進室を廃止し、業務担当部長及び工事担当参事を新設するとともに、企画主幹を企画課に、リサイクル推進主幹をリサイクル推進課とし、指導課を事業廃棄物課に名称変更を行い、また業務課に大型ごみ収集センター担当課長を新設とした機構改革を実施（4月） ・札幌圏産業廃棄物処理対策会議を札幌圏産業廃棄物対策連絡会議に発展的改組（4月） ・リサイクル団地に建設系廃材リサイクルセンター開所（4月） ・白石清掃工場の建設着手（5月） ・大型ごみ戸別収集（申込制）を開始（10月） ・特集広報「パートナーシップさっぽろ」（広報課制作）で札幌のごみ問題が掲載される（10月） ・大型ごみ戸別収集の有料化（11月） ・リサイクル団地に生ごみリサイクルセンター稼働（2月） ・白石清掃工場の建設着工（2月） 	
10	<ul style="list-style-type: none"> ・担当部長制度の見直しにより、工事担当参事が工事担当部長に名称変更となり、また業務課大型ごみ収集センター担当課長を廃止し、同課に資源物収集担当課長を新設、工事課に工事建設担当課長を新設とした機構改革を実施（4月） ・リサイクルプラザ宮の沢（展示交流施設）着手（5月） ・発寒破碎工場竣工（9月） ・「エコタウン札幌計画」を策定（8月）。エコタウンプランとして国の承認を受ける（9月） ・リサイクルプラザサザギ寒工房開設（10月） ・資源物収集「びん・缶・ペットボトル」の開始（10月、南区は8月） ・透明または半透明ごみ袋導入（10月） 	
11	<ul style="list-style-type: none"> ・業務課資源物収集担当課長及び主査（収集センター）を廃止し、また処理場管理事務所の山本処理場と東米里処理場を統合し、東米里処理場を廃止とした機構改革を実施（4月） ・札幌市産業廃棄物減量等推進審議会より「新たな時代に対応した清掃事業のあり方について」の答申が示される（5月） ・分別収集計画（第2期）を策定し、プラスチックの分別収集に関する事項を追加（6月） ・エコタウン事業によるペットボトルフレック化・シート化の2施設が稼働（7月） ・清掃部ホームページを開設（9月） ・ごみ飛散防止ネット購入助成事業の開始（1月）（平成13年3月まで） ・一般廃棄物処理基本計画「さっぽろごみプラン21」（計画期間：平成12年度から26年度まで）を策定（3月） 	
12	<ul style="list-style-type: none"> ・環境行政の総合的推進のため、これまでの清掃部と環境保全部を環境計画部と清掃事業部とに再編成を行い、企画・総括調整部門を環境計画部、事業実施部門を清掃事業部とした（4月） ・より効果的事業推進に向けて清掃事務所等との連携強化を図るため、リサイクル推進課を業務課へ統合（4月） ・工事担当部長及び用地担当課長の廃止（4月） ・エコタウン事業によるプラスチック油化施設が稼働（4月） ・中泊プラスチック選別センターを取得（6月） ・プラスチック収集の開始（7月、東区は4月） ・リサイクルプラザ宮の沢開設（8月） ・ペットボトルの量の見直しにより分別収集計画（第2期）を改定（10月） ・監視カメラによる不法投棄監視開始（11月） 	第4次札幌市長期総合計画第1次5年計画策定
13	<ul style="list-style-type: none"> ・業務課主査（収集体制）を廃止とした機構改革を実施（4月） ・家電リサイクル法の本格施行により、テレビ・洗濯機・冷蔵庫・エアコンの家電4品目を大型ごみ収集対象から除外（4月） ・家庭用ダンボール箱生ごみ堆肥化セット無料配布事業 ・「さっぽろごみダイエー21」の年次報告書を作成（7月） ・「さっぽろごみダイエー」の策定（12月） ・産業廃棄物処理指導計画（計画期間：平成13年度から17年度）を策定（1月） ・札幌圏産業廃棄物対策連絡会議が札幌圏産業廃棄物処理管理計画を改定（3月） ・発寒第二清掃工場閉鎖（3月） 	

年度	事 項	その他
14	<ul style="list-style-type: none"> ・分別収集計画（第3期）を策定（5月） ・情報誌「さっぽろごみダイエーニュース」創刊（7月） ・厚別清掃工場閉鎖（8月） ・総合的な普及啓発イベント「さっぽろごみゼロフォーラム2002」を開催（10月） ・白石清掃工場竣工（11月） ・警備会社への委託による不法投棄の監視パトロール開始 	
15	<ul style="list-style-type: none"> ・リサイクルプラザ宮の沢の管理運営を市民団体に委託（4月） ・白石清掃事務所を、白石清掃工場隣接地に移転（8月） ・移動食器洗浄車「アラエール号」の貸出を開始（8月） ・「さっぽろごみゼロ会議」を開催（11月） ・石狩市の（株）ばんけいリサイクルセンター環生舎に事業系生ごみの搬入を開始（11月） ・情報誌「さっぽろごみダイエーニュース」を「さっぽろごみゼロニュース」と改題し発行（12月） ・メーカーによる自主回収、リサイクルを促進させるため、パソコン（本体、ディスプレイ、ノートパソコン、一体型パソコン）を収集対象から除外（3月） 	
16	<ul style="list-style-type: none"> ・家電リサイクル法の対象に冷蔵庫が加わり、大型ごみの収集対象から除外（4月） ・ごみ埋立地に自己搬入ごみの監視指導員（ごみGメン）を配置（4月） ・発寒清掃工場を自己搬入ごみの受入工場として告示（4月） ・公衆便所の維持管理業務（処理場管理事務所）を委託化（4月） ・集団資源回収を補完するため、各区の区役所、または区民センター10か所に「古紙回収ボックス」を設置し、拠点回収を開始（7月） ・自動車リサイクル法一部施行により、自動車引取業、解体業等の登録許可業務を開始（7月） ・旧白石清掃事務所跡地において大型ごみの再利用を図るため「リユース広場」を開催（8月） ・ごみ減量に向けた「標語・キャラクター」の制定（8月） ・札幌市産業廃棄物市域内処理推進懇談会を設置（8月） ・電気店・家電量販店・スーパーマーケット等の協力を得て蛍光灯の拠点回収を実施（10月） ・ごみ埋立地の受入時間を1時間短縮（11月） ・ごみ埋立地への剪定枝等の搬入を禁止（11月） ・ごみ減量実践活動ネットワーク（さっぽろスリムネット）設立（3月） 	
17	<ul style="list-style-type: none"> ・機構改革により、環境計画部と清掃事業部を統合し、環境事業部とした（4月） ・白石清掃工場を自己搬入ごみの受入工場として告示（4月） ・家庭の生ごみ減量・資源化を推進するため、「電動生ごみ処理機購入助成金」の制度創設（4月） ・生ごみの家庭内循環を支援するため、さっぽろスリムネットにおいて、生ごみ堆肥化セットの提供を開始（4月） ・さっぽろスリムネットにおいて、地域で生ごみの堆肥化に取り組む団体への助成を開始（4月） ・札幌市産業廃棄物減量等推進審議会に「一般廃棄物処理基本計画『さっぽろごみプラン21』の改定について」諮問（4月） ・札幌市産業廃棄物市域内処理推進懇談会が意見書を取りまとめ市長に提出（5月） ・札幌市たばこの吸い殻及び空き缶等の散乱の防止等に関する条例（通称：ポイ捨て等防止条例）を施行（8月）、10月より過料適用開始 ・ごみ埋立地へのがれき類（産業廃棄物）の搬入禁止（10月） ・ごみ埋立地の土曜日の受入を停止（10月） ・不法投棄ポランティア監視員制度を発足（11月） ・厚別清掃工場の解体を完了（11月） ・事業系古紙回収システムの先行モデルとして「事業系古紙回収協力店制度」開始（3月） 	

年度	事 項	その他
18	<ul style="list-style-type: none"> ・さっぽろスリムネットにおいて、コンポスター等の購入助成を開始（4月） ・札幌市産業廃棄物処理施設設置等ガイドライン施行（4月） ・札幌市産業廃棄物処理施設設置等評価委員会設置（4月） ・リサイクルプラザ宮の沢の管理運営に指定管理者制度導入（4月） ・定山溪地区において、生ごみの地域内循環と地域振興を目的とした「定山溪地区生ごみ堆肥化モデル事業」を実施（4月） ・セイコーマート、北海道スバーで古紙回収開始（8月） ・さっぽろスリムネットにおいて、「家庭用廃食用油資源化促進事業」を開始（10月） ・産業廃棄物の自己搬入の手数料において北海道循環資源利用促進税を課税（10月） ・若者向けのごみ減量パンフレット「サポポリアル」を発行（3月） ・チップ工場閉鎖（3月） ・札幌市産業廃棄物減量等推進審議会より「一般廃棄物処理基本計画『さっぽろごみプラン21』の改定について」の答申が示される（3月） 	
19	<ul style="list-style-type: none"> ・リサイクルプラザ発寒工場の管理運営を市民団体に委託（4月） ・クリーンセンター運搬業務の委託化（4月） ・山本処理場における自己搬入ごみ受け入れ停止（4月） ・循環資源利用促進税（循環税＝道条例）の税率変更（4月） ・さっぽろスリムネットにおいて、「生ごみ堆肥回収事業」を開始（5月） ・合併処理浄化槽の設置費に対する補助金の額を増額（7月） ・清田区の産業廃棄物不法投棄事件を行政代執行により撤去（11月） ・一般廃棄物処理基本計画「スリムシティさっぽろ計画」を策定（3月） ・札幌市定山溪地域バイオマスタウン構想の策定（3月） 	
20	<ul style="list-style-type: none"> ・計画課を企画課に名称変更、車両管理事務所を廃止し業務課に車両係を新設、施設清掃事務所と処理場管理事務所を統合し処理場管理事務所とする機構改革を実施（4月） ・「札幌市ごみステーション」の設置及び清掃保持等に関する要綱」を施行（4月） ・公衆便所清掃業務の全面委託化（4月） ・「レジ袋削減に向けた取組みに関する協定」締結（5月） ・札幌市産業廃棄物の減量及び処理に関する条例の一部を改正する条例の公布（平成21年7月）からの家庭ごみ有料化実施が決定（6月） ・リユースプラザ工事着手（7月） ・ごみステーション管理器材購入助成事業を開始（8月） ・リサイクル・パートナーシップモデル事業の開始（9月） ・株式会社札幌リサイクル公社解散（9月） ・地域におけるごみステーション管理を支援する「さっぽろごみパト隊」の先行配置（10月） ・中央区リサイクルセンター開設（11月） ・リユースプラザ竣工（12月） ・「札幌市共同住宅ごみ排出マネー改善対策連絡協議会」を設立（2月） 	
21	<ul style="list-style-type: none"> ・「さっぽろごみパト隊」の本格稼働（4月） ・リユースプラザ・厚別地区リサイクルセンター開設（4月） ・篠路清掃工場の運転業務を委託化（4月） ・事業系産業廃棄物の減量計画書等の提出義務がある「大規模建築物」の対象を、特定建築物等から、延べ床面積1,000㎡以上の事業用建築物に拡大（4月） ・清掃工場・破砕工場に搬入指導員を配置（4月） ・ごみステーションからのアルミ缶等の持ち去り禁止（4月） ・「燃やせるごみ」「燃やせないごみ」の有料化、「雑がみ」収集、「枝・葉・草」収集の開始（7月） ・「びん・缶・ペットボトル」「容器包装プラスチック」収集日の分離（7月） ・「新ごみルール」開始に伴い、市民と職員が協力し早朝指導啓発を実施（7月） ・雑がみ選別センター受入開始（7月） ・枝・葉・草資源化ヤードで資源化を開始（7月） ・札幌市要介護者等ごみ排出支援事業（さわやか収集）を開始（7月） ・箱型ごみステーション敷地内設置費助成事業を開始（12月） ・発寒第二清掃工場の解体を完了（3月） ・篠路清掃工場を休止（3月） 	
22	<ul style="list-style-type: none"> ・札幌市内に保管されているPCB廃棄物の処理開始（4月） ・発寒リサイクル保管庫が完成（11月） ・札幌薄野ビルディング協会と「すすきのスリムタウン協定」締結（12月） ・エコタウン事業によるプラスチック油化施設廃止（1月） 	

年度	事 項	その他
22	<ul style="list-style-type: none"> ・一般社団法人札幌ハイヤー協会と「廃棄物の不法投棄監視協力等に関する協定」締結（1月） ・「古紙回収ボックス」を、地区センター等8か所に増設（2月） ・西地区リサイクルセンター開設（3月） ・篠路清掃工場を廃止（3月） ・札幌市定山溪地域バイオマスタウン構想に基づき設置された民設民営の堆肥化施設（定山溪環生舎）が稼働を開始（4月） ・新聞、雑誌、ダンボールを「雑がみ」の収集対象から除外（4月） ・一部スーパーでダンボールのみを回収する「ダンボール回収協力店」開始（4月） ・一定条件のもと、個人宅からの回収を行う業者を紹介する「家庭系古紙引取案内」開始（4月） ・一般社団法人札幌建設業協会と「廃棄物の不法投棄撲滅に関する協定」締結（6月） ・株式会社セイコーマート及び関連企業3社と「廃棄物の不法投棄監視協力等に関する協定」締結（7月） ・小規模な事業所の古紙回収を促進する「商店街古紙回収モデル事業」開始（7月） ・札幌理小路商店街振興組合及び札幌大通まちづくり(株)と「狸小路スリムタウン協定」締結（1月） ・第3次札幌市産業廃棄物処理指導計画策定(3月) 	
23	<ul style="list-style-type: none"> ・区役所（またはは区民センター）に設置されている「古紙回収ボックス」の土日祝日運用開始（5月） ・札幌中小建設業協会と「廃棄物の不法投棄監視協力等に関する協定」締結（6月） ・札幌市産業廃棄物減量等推進審議会に「スリムシティさっぽろ計画の改定について」諮問（7月） ・事業系資源ごみ回収ボックス設置費に対する補助を開始（～令和元年度）（7月） ・北区あいの里地区の管路収集廃止（9月） ・西地区リサイクルセンターの資源物受入時間を変更（10月） ・札幌市要介護者等ごみ排出支援事業（さわやか収集）の要件緩和に向けて、西区でモデル事業を開始（10月） ・札幌市全区域災害防止協働協議会と「廃棄物の不法投棄監視協力等に関する協定」締結（12月） 	
24	<ul style="list-style-type: none"> ・合併処理浄化槽の維持管理費に対する補助を開始（4月） ・札幌市産業廃棄物減量等推進審議会より「一般廃棄物処理基本計画『スリムシティさっぽろ計画』の改定について」の答申が示される（7月） ・一般社団法人札幌地方自動車整備振興会と「廃棄物の不法投棄監視協力等に関する協定」締結（7月） ・使用済み小型家電回収開始（10月） ・「札幌発”生ごみ水切り器”1万個を市民配布（11月、12月） ・小樽市、江別市、北広島市、石狩市、当別町及び新篠津村と「札幌圏震災等廃棄物処理に係る相互支援協定」締結（2月） ・公益社団法人北海道産業廃棄物協会と「震災等廃棄物処理の支援に関する協定」締結（3月） ・一般廃棄物処理基本計画「スリムシティさっぽろ計画（改定版）」を策定（3月） 	
25	<ul style="list-style-type: none"> ・札幌市要介護者等ごみ排出支援事業（さわやか収集）の要件を緩和し、希望者には収集の際に声掛けによる安否確認も実施（4月） ・「商店街古紙回収モデル事業」の市内全10区展開達成（6月） ・北地区リサイクルセンター開設（10月） ・地区リサイクルセンターで古着回収開始（10月） ・札幌市産業廃棄物処理施設設置等評価委員会を廃止し、札幌市産業廃棄物処理施設設置等評価委員会を設置（10月） ・札幌市ごみ分別アプリの配信開始（3月） 	
26	<ul style="list-style-type: none"> ・札幌クリーニング協同組合と「クリーニング店における古着回収に関する協定」を締結（5月） ・市内一部のクリーニング店で古着回収開始（6月） ・各清掃事務所（中央を除く）、処理場管理事務所で古着回収開始（8月） ・北海道電機商業組合札幌地区支部連合会と「廃棄物の不法投棄監視協力等に関する協定」締結（8月） 	
27	<ul style="list-style-type: none"> ・札幌クリーニング協同組合と「クリーニング店における古着回収に関する協定」を締結（5月） ・市内一部のクリーニング店で古着回収開始（6月） ・各清掃事務所（中央を除く）、処理場管理事務所で古着回収開始（8月） ・北海道電機商業組合札幌地区支部連合会と「廃棄物の不法投棄監視協力等に関する協定」締結（8月） 	

年度	事 項	その他
27	<ul style="list-style-type: none"> ・清田区の一部地域において、火災事故の防止を目的としたスプレ－缶類モデル事業を実施（10月） ・札幌市廃棄物減量等推進審議会に「次期一般廃棄物処理基本計画の方向性について」諮問（12月） ・第4次札幌市産業廃棄物処理指導計画策定（3月） ・大規模事業所の事業ごみ減量に関する「見える化支援」開始（3月） 	
28	<ul style="list-style-type: none"> ・ごみステーション管理器材購入助成事業の助成対象品目に折りたたみ式箱型器材を追加（4月） ・駒岡清掃工場の運転業務を委託化（4月） ・石狩市及び当別町のし尿、浄化槽汚泥をクリーンセンターにて受入開始（10月） 	
29	<ul style="list-style-type: none"> ・札幌市要介護者等ごみ排出支援事業（さわやか収集）の対象要件に事業対象者（札幌市介護予防・日常生活支援総合事業の対象者）を追加（4月） ・地区リサイクルセンターで水銀体温計・水銀血圧計・水銀温度計回収開始（4月） ・札幌市廃棄物減量等推進審議会より「次期一般廃棄物処理基本計画の方向性について」の答申が示される（7月） ・スプレー缶・カセットボンベを「燃やせるごみの日に、別袋で、穴を開けずに排出する」方法に変更（7月） ・日本郵便株式会社（札幌市内郵便局）と「廃棄物の不法投棄監視協力等に関する協定」締結（10月） ・一般廃棄物処理基本計画「新スリムシティさっぽろ計画」を策定（3月） 	
30	<ul style="list-style-type: none"> ・豊平清掃事務所と南清掃事務所を統合し、「豊平・南清掃事務所」設置（4月） ・札幌市災害廃棄物処理計画を策定（3月） 	

年度	事 項	その他
令元	<ul style="list-style-type: none"> ・家庭ごみ収集運搬業務を受託する事業者並びに札幌環境維持管理協会と「災害時における家庭系一般廃棄物等の収集運搬に関する協定」締結（6月） ・札幌薄野ビルゼンダ協会对し、長年に渡る生ごみ分別・リサイクル活動を通じての循環型社会構築への貢献を称えた「令和さっぽろ循環賞」を贈呈（10月） 	
2	<ul style="list-style-type: none"> ・駒岡清掃工場更新事業（DBO方式）の契約締結（5月） ・第5次札幌市産業廃棄物処理指導計画策定（3月） 	
3	<ul style="list-style-type: none"> ・ごみ埋立地での廃石膏ボード（産業廃棄物）の受入を停止（4月） ・新駒岡清掃工場の建設着手（7月） ・加熱式たばこ・電子たばこを「燃やせないごみ」の日の別袋収集に変更（10月） ・筒型乾電池を「びん・缶・ペットボトル」の日の別袋収集に変更（10月） ・札幌圏廃棄物対策連絡協議会が札幌圏廃棄物処理管理計画を廃止（2月） 	
4	<ul style="list-style-type: none"> ・ごみステーション管理器材購入助成事業、箱型ごみステーション敷地内設置費助成事業の助成限度額引き上げ（4月） ・「新スリムシティさっぽろ計画」の中間点検のため、有識者による懇話会と市民ワークショップを実施（6～11月） ・(仮称)北部事業予定地の工事開始 ・リチウムイオン電池を起因とする火災事故防止の観点から無人の「小型家電回収ボックス」を撤去（10月） ・指定ごみ袋取扱店の判断によるごみ袋のバラ売りが開始（1月） 	
5	<ul style="list-style-type: none"> ・箱型ごみステーション敷地内設置費助成事業について、町内会が民有地等を確保し敷地内に共用ごみステーションを設置する際の助成率と助成限度額の引き上げ（4月） ・厚別地区リサイクルセンターを回収拠点とし、製品プラスチック拠点回収モデル事業を実施（10月） ・大型ごみのインターネット受付を開始（11月） ・白石破砕工場更新事業（DBO方式）の契約締結（2月） ・各清掃事務所（中央を除く）、各地区リサイクルセンター、リサイクルプラザ宮の沢及び市役所本庁舎で小型充電式電池回収開始（4月） ・西地区リサイクルセンターを回収拠点とし、製品プラスチック拠点回収モデル事業を実施（7～9月） ・レジ袋削減に関する実証実験として、専用デザイン指定ごみ袋を1枚単位で販売（2～3月） ・安全面等の再検討を行った上で北区役所及び東区役所に「小型家電回収ボックス」を再設置（3月） ・篠路清掃工場の解体を完了（3月） 	



令和7年度
清掃事業概要

市政等資料番号	01-J01-25-2515
関係部局保存期間	1 年

令和8年1月発行

編集・発行 札幌市環境局環境事業部循環型社会推進課
〒060-8611 札幌市中央区北1条西2丁目
TEL (011) 211-2912
FAX (011) 218-5108
ホームページ
<http://www.city.sapporo.jp/seiso/>